

新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を踏まえた 令和3年度とっとりインターンシップ実施ガイドライン

令和3年11月12日
鳥取県商工労働部雇用人材局

本県における新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を踏まえ、令和3年度とっとりインターンシップの実施については、原則として、学生・企業それぞれの自己責任のもとで取り組むことを基本としつつ、下記の点に留意の上、運用するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、本ガイドラインの取扱いを柔軟に見直し又は変更する場合がある。

記

1 基本方針

インターンシップの新たな形として、従来型(※1)に加え、リモートでの実施を認める。実施にあたっては、「従来型のみ」、「リモートのみ」に加え、「従来型とリモートの併用(ハイブリッド型)」も可能とする(リモートの実施基準は別途定める)。

2 準備段階(実習前日まで) ～コロナ感染状況に応じた県外学生の参加制限～

状況に応じて、県外に在住する学生の従来型での参加を一部制限する。ただし、リモートでの参加は状況に関わらずすべて可能とする。

(1) 全国すべてで緊急事態宣言が発令されていない場合

従来型での参加が可能

(2) 県外で緊急事態宣言が発令されている場合

① 県内及び島根県に在住する学生(※2)

→従来型での参加が可能(島根県で緊急事態宣言が発令された場合を除く。)

② 緊急事態宣言発令都道府県等(※3)以外に在住する学生

→従来型での参加を可能とするが、来県後2週間は会食など飛沫感染のおそれが高い行動は厳に控えること(可能であれば、来県前のワクチン接種完了又は来県日前3日以内に行ったPCR検査等(※4)の検査結果が陰性であることが望ましい。)

③ 緊急事態宣言発令都道府県等内に在住する学生

→実習開始日の2週間前に来県していれば従来型での参加が可能(ただし、来県前のワクチン接種完了又は来県日前3日以内に行ったPCR検査等の検査結果が陰性だった場合は、2週間前の来県は不要)

(3) 県内で緊急事態宣言が発令されている場合

県内すべてのインターンシップを実施しない。

3 実施段階(実習開始日から実習最終日まで) ～感染拡大防止・衛生管理の徹底～

(1) 鳥取型「新しい生活様式」を踏まえつつ、学生・企業双方は、大学又は企業内で定める新型コロナウイルス感染拡大防止策に基づいてインターンシップを実施する。

また、学生・企業双方には、ガイドラインに沿った実習を行う旨の確認書(学生は誓約書)のコーディネーターへの事前提出を義務付けるとともに、発熱(※5)又は風邪症状の有無や毎日の体温測定結果を実習日誌に記載する。

なお、上記の感染拡大防止策を例示すると次のとおり。

【感染拡大防止策の例】

- ・ 2m のフィジカルディスタンス
- ・ 三つの「密」（密閉、密集、密接）を回避
- ・ こまめな手洗い、換気
- ・ 咳エチケットの徹底（マスク着用） など

(2) 事前学習会及び事後学習会等は、原則としてオンライン等非接触型の形式で行う。

(3) 実習期間中に県外で緊急事態宣言が発令された場合

- ① 緊急事態宣言発令都道府県等に在住していた学生
 - ・ 発令日の2週間前から来県していた場合 →引き続き実施
 - ・ 発令日の2週間前から来県していなかった場合
→来県から2週間を経過するまでは県内居所で待機し、その後、発熱又は風邪症状がないことを確認した上で実施（ただし、来県前のワクチン接種完了又は来県日前3日以内に行った PCR 検査等の検査結果が陰性だった場合は、2週間の経過は不要）
- ②①以外の学生 →引き続き実施

4 事後段階（実習最終日から2週間） ～身体状況調査のアフターケアを実施～

インターンシップ終了から1週間後と2週間後に、学生・企業への身体状況調査を実施する（学生や企業（濃厚接触者）に発熱、風邪症状やその他異変がないか調査を行う。）。

5 実習期間中に参加学生又は受入れ企業従業員が感染（疑いを含む）した場合の措置

インターンシップの参加学生又は受入れ企業の従業員に、発熱又は風邪症状、もしくは新型コロナウイルス感染症の陽性反応並びにその濃厚接触者が確認された場合、担当コーディネーターに連絡するとともに、以下の番号に従い措置をとる。

- ① 発熱又は風邪症状がある場合、もしくは新型コロナウイルス感染症陽性反応者との濃厚接触者の存在が確認された場合、直ちに当該インターンシップを中断（※6）し、専門機関に相談する
 - ・ PCR 検査が不要な場合 →発熱又は風邪症状が治まった後、中断していたインターンシップを再開する
 - ・ PCR 検査が必要な場合 →速やかに PCR 検査を受ける（②へ）
- ② PCR 検査の検査結果に従い、次のとおり対応する。
 - ・ 検査結果が陰性の場合 →発熱又は風邪症状が治まった後、中断していたインターンシップを再開する
 - ・ 検査結果が陽性の場合 →当該インターンシップを中止（※6）する

※1 学生が企業のオフィスや現場等に赴く形式のインターンシップをいう。（リモートではないもの。）

※2 実習参加の2週間以内に、緊急事態宣言発令都道府県への訪問を行った学生は除く。

なお、「県内に在住する学生」には、兵庫県北部から県内大学に通学している学生を含む。

※3 まん延防止等重点措置地域を含む。

※4 同等の検査結果精度を持つ抗原定量検査を含む。検査費用は原則として参加学生の負担とする。

※5 「発熱」とは、37.5℃以上をいう。

※6 「中断」とは、インターンシップを一時的に止めることをいう。

「中止」とは、インターンシップを止めて、それ以上行わないことをいう。

以上